

平成25年度

第4回福島県公共事業評価委員会  
議 事 録

日時：平成26年 1月17日（金）  
13：30～15：00

場所：県庁 総務委員会室

## —開 会—

司会 (長谷部主幹)

委員会を開催する前に、本日お配りしました資料の確認をお願いいたします。  
お手元には、本委員会の「次第」「席次表」「付属資料」を配布しております。  
また、事前に郵送させていただきました今回の評価対象事業 2 件分のチェックリスト、それから旧年中の評価で使用しました冊子資料、平成 25 年度公共事業評価関係資料も本日使用します。不足する資料はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから「平成 25 年度第 4 回福島県公共事業評価委員会」を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、復興・総合計画課主幹の長谷部と申します。よろしくお願いいたします。

では、はじめに復興・総合計画課長よりごあいさつを申し上げます。

復興・総合計画課長

復興・総合計画課長の戸田です。よろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様には、ご多用中にもかかわらず当委員会へご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、今年度は、これまで 9 件の評価対象事業について活発なご審議と貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

本日、追加で評価いただく 2 件の大規模公共事業は、相馬港内に液化天然ガス受入基地が立地することに伴う用地を整備するための事業や、福島県警察本部の機能を強化するため庁舎を新設する事業であり、ともに本県の将来を担う大変重要な事業でございます。

委員の皆様には、それぞれの事業の必要性、計画の妥当性、実施過程の透明性などの視点も含め、評価対象事業について忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。

司 会

続きまして中村委員長よりごあいさつをお願いします。

中村委員長

本日、1 月 17 日は、1995 年の兵庫県南部地震からちょうど 19 年目になります。福島県は、2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の被災を受けて、今、復興のまっただ中です。そのプレート境界型の非常に大きな地震によって、福島県浜通に位置する双葉断層など内陸直下地震が発生する可能性が高まっています。今日、別なところで開催された委員会でも話させていただいたのですけれども、プレート境界型の地震だけではなくて、発生の可能性が指摘されている内陸の地震についても、対応を怠らぬに実施することが必要であるということをお話させていただきます。復興もさることながら、防災意識をますます高めていくことが必要ではないかと思っております。

今回は、2 件の大規模公共事業についての追加審議でございますけれども、皆様におかれましては、これまで同様、専門的な立場から活発なご議論と忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

司 会

それでは、報道機関及び傍聴の皆様には、傍聴者の席にご着席のうえ、これ以降の議事の妨げにならないよう、写真撮影・録画はご遠慮いただきますようお願い

いたします。

では、今後の議事の進行につきましては、委員会設置要綱に基づきまして、中村委員長に議長をお願いいたします。

——議 事——

議長（中村委員長）

それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに、本日の出欠についてご報告させていただきます。

委員現数 10 名中、6 名の出席になりますので、本委員会は有効に成立していることを報告させていただきたいと思っております。

それでは議事に入ります。まず、議事の 1 番、「追加評価対象事業の経緯」について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

復興・総合計画課長

今回、評価対象事業が新たに生じた経緯について、ご説明いたします。

今回の追加評価対象事業は、土木部所管の新規事業 1 件、総務部所管の継続事業 1 件、合計 2 件となっております。始めに、資料 4 のチェックリスト 110-3 ページをご覧くださいと思います。

整理番号 110 番、工業用地埋立造成事業【相馬港 4 号ふ頭地区】となります。

本件は、相馬港 4 号ふ頭に、企業立地用地の一部を埋立造成する新規事業です。

この事業は、民間会社である石油資源開発株式会社が、県内や南東北地域一帯にガスパイプラインなどで天然ガスを安定供給するため、重要港湾相馬港内に海外から輸入する液化天然ガスの受入基地を建設することになりましたことから、その支援施策として、国・県・民間企業が連携して実施する港湾整備のひとつとなります。

今回、液化天然ガス基地の操業開始目標が平成 30 年 4 月ごろと定まりましたことを受けて、関連する県営事業を平成 26 年度から実施するため、予算計上前である今年度中に事前評価を行っていただくというものでございます。

続きましてチェックリストの 111-3 ページをご覧ください。

整理番号 111 番の警察本部庁舎整備事業となります。これは、警察本部庁舎を新設する事業でありまして、平成 30 年度の供用開始を目処に、今年度から設計業務に着手している継続事業であります。

この事業は、平成 25 年度から、概算費用で 100 億円未満の一般事業として、事業に着手したところでありますが、基本計画段階に必要な面積や建物形状等を具体的に検討しましたところ、事業費総額が 100 億円を超過し大規模公共事業に該当することになったため、継続事業ではありますが、新規事業に準じて事業計画の評価を行うということでございます。

概要についての説明は以上でございます。なお、事業の詳細につきましては、後ほど各部局から説明いたします。

議 長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、皆様から何かご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に審議の進め方について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

復興・総合計画課長	<p>ます。</p> <p>それでは審議の進め方についてご説明いたします。</p> <p>付属資料1をご覧いただきたいと思います。例年の評価の流れを上段に、今回の追加評価の流れを下段に記載しております。</p> <p>通常ですと、審議の進め方は、上段に記載がありますとおり、概括審議、詳細審議、現地調査、意見とりまとめと、合計4回の委員会・部会を開催しております。しかし、今回につきましては、評価対象事業が2件と少ないこと、また、実際に工事が始まっておりませんので、現地の様子は写真等で把握いただける様にしたことなどから、資料の下段にあります審議の進め方を提案させていただきたいと思います。</p> <p>今回の追加評価の流れでございますが、本日の委員会で、詳細審議と、付帯意見の概要とりまとめまでを行っていただきたいと考えております。なお、本日の審議結果をまとめました公表資料や知事への意見書につきましては、本日の審議結果を踏まえて、中村委員長に作成をご一任いただくこととさせていただきたいと考えております。</p> <p>次に、資料2をご覧ください。上段の図の網かけ部分が、本日の委員会で行っていただきたいこととなります。具体的には、詳細審議の後、委員会の対応方針を決めていただき、付帯意見があれば盛り込みたい意見を大まかにまとめていただくということとなります。ただし、継続審議が必要と判断された場合などは、あらためて対応を検討させていただきたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。本日は、審議から意見の概要をとりまとめることまでを行ってはどうかということですか。その後、意見書や公開資料の作成については、委員会の経緯・結果を踏まえつつ、委員長である私に一任いただくということになります。</p> <p>では、ただいまの審議の進め方につきまして、皆様からご質問等はございますでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、本日の委員会では、資料にありますとおり、詳細審議と委員会の対応方針の決定、さらに付帯意見の概要とりまとめまでを行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、詳細審議・意見のとりまとめに移りたいと思います。</p>
企業立地課長	<p>まず、整理番号110番の新規事業について審議を行います。なお、今回の評価対象はあくまで港湾事業ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、LNG基地の立地と一体不可分な事業でありますので、まず始めに、LNG基地の立地に係る経緯などについて説明していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>企業立地課長の星と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私のほうから、相馬港でのLNG基地の港湾整備の経過等について概要をご説明させていただきます。資料110-5の参考資料をご覧ください。</p> <p>1番の概要です。石油資源開発株式会社では、震災前からLNG受入基地の建</p>

設を検討されており、県としましては、LNG基地が県内に建設されることにより、雇用機会が確保されたり産業集積の促進が図られるという観点のもと、震災前から知事のトップセールスにより相馬港への建設誘致を展開してきたという経過がございます。

ここに基地が建設されますと、100人程度の雇用創出が期待できるとともに、周辺地域では、LNG輸送コストが低減されるため低廉な価格でLNGが利用・供給可能となることから、相双地方の企業誘致の核になるとも考えております。さらには、県内への企業誘致の大きなツールとしても期待しているところでございます。なお、LNGは、燃焼時のCO<sub>2</sub>排出量が少ないガスであるため、環境志向型の工場立地の基本的なインフラになると考えております。

なお、石油資源開発株式会社は、資本金が142億円、国が34%の株を有している会社であり、主に石油・天然ガスの開発、供給・販売を行っている事業者であります。

110-6 ページに、LNG基地建設の具体的な概要を記載しております。企業側では、港湾関連施設用地を取得後、23万キロリットルの貯蔵タンクを1基、LNG基地の気化設備などの付帯設備を一帯に整備します。また、将来的には、2基目の貯蔵タンクを増設する構想もあります。

併せて、4号ふ頭に、LNG輸送船が停泊できるバースを設置するとともに、船舶からLNGガスを陸揚げするための管路を敷設します。

貯蔵されたLNGにつきましては、ローリー車による陸送のほか、パイプラインを新たに敷設します。110-7 ページにありますとおり、名取あたりから新地まで赤色で示されている接続パイプラインを新たに敷設し、既存のパイプラインと連結しまして、太平洋側から日本海側までの輸送ネットワークを形成する構図となっております。

今回の事業につきましては、600億円程度でございます。事業期間は、先ほど総合計画課から説明がありましたけれども、平成30年4月の運用開始に向けて事業の計画を進めているという状況でございます。

議長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、次に、評価対象事業の内容について説明していただきますので、よろしく願いいたします。

港湾課長

港湾課長の猪狩と申します。よろしく願いいたします。

まず、整理番号110番の事業についてご説明いたします。チェックリストの110-1 ページをお開きください。事業名は工業用地埋立造成事業、地区名は相馬港4号ふ頭地区です。

はじめに、事業の目的及び全体計画でございます。事業の目的は、相馬港のLNG基地建設に伴い、大型船の入港を可能とする航路・泊地の浚渫土等を受け入れ、基地等が立地する用地を造成するものです。

全体計画につきましては、110-3 ページに概要図が添付してありますので、そちらを併せてご覧ください。県事業につきましては、概要図で赤色に着色してい

る箇所、用地造成 16.1ha、埋立護岸 855mを行う計画としております。関連事業としては、緑色に着色している箇所、国による水深 14mの航路・泊地の浚渫 22.1ha と、民間による水深 14mの泊地の浚渫 3ha の計 25.1ha となります。

110-1 ページにお戻りください。環境への配慮につきましては、当地区において希少野生動植物は確認されておりません。また、大気質や水質への影響についても軽微であると評価されています。

関連事業の状況につきましては、国直轄の平成 26 年度新規事業として、水深 14mへの航路・泊地浚渫事業が予算要求されております。この事業は、企業合理化促進法に基づくエネルギー港湾事業であります。事業予定年度でございますが、平成 26 年度新規採択、平成 27 年度完成を目指しております。全体事業費は、県事業が 40 億円、関連事業が 22 億 8,500 万円です。

次に、事業に関する社会経済情勢でございますが、事業に関連する項目について、1) と 3) につきましては、大部分がただいま企業立地課から説明されておりますので省略いたしますが、2) に記載している当該基地に供給される LNG は、カナダから輸入されるものです。4) ですが、LNG基地の立地に合わせて、国直轄事業で LNG 輸送用の大型船舶が入港するための航路・泊地浚渫工事を行います。併せて、不足する建設用地を確保するため、当該工事の浚渫土等を有効活用して、県事業で 4 号ふ頭に用地を埋立造成するものです。

地元住民・受益対象者の意向につきましては、LNG基地の立地される新地町では、地元商工会、金融機関、行政区長等が参加する「新地町復興推進協議会」を組織し、LNG基地の整備を支援するための「新地町復興推進計画」を策定し、昨年 8 月 2 日に復興大臣の認可を受けるなど、基地建設について積極的であります。なお、資料中には「今年」と記載ありますので、「昨年」に修正をお願いします。

関係機関・団体の意向につきましては、LNG輸入を計画している企業が相馬港への基地建設を希望しており、来年度から企業合理化促進法によるエネルギー法案事業での航路・泊地浚渫を申請しております。

次に、事業に関連する評価指標でございますが、重要な評価指標として、4 号ふ頭地区の取扱貨物量について、LNG基地の運転開始予定の平成 30 年度から 135 万トン、その後、順次増加し、平成 39 年度には 243 万トンに達する計画であります。また、参考として、相馬港取扱貨物量の実績を下のほうに記載しております。

110-2 ページをお開きください。費用対効果分析等についてでございますが、B/Cについては、「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」により算定しており、対象期間は供用開始の平成 30 年度からの 50 年間としております。

費用対効果の内容については、総便益 B は輸送コスト削減額と埋立地の残存価値を計上しています。総費用 C は、県事業費、関連事業費、維持修繕費の合計を計上しております。費用便益比でございますが、B/C は 7.3 となります。

なお、輸送コスト削減については、※3 に記載のとおり、本事業及び関連事業を実施することで、LNGを輸送する大型船の入港が可能となることから、同一

の貨物を小型船で輸入した場合との差を計上しております。

また、参考として、当該プロジェクトによる本県相馬地域への経済効果として、新たな雇用の創出や地方税の増収が見込まれ、さらにLNG基地に関連する企業の新規立地が考えられます。

コスト削減に向けた検討状況につきましては、護岸の構造形式を捨石堤にしたことによる縮減と、既存ブロックの再利用による縮減を検討しております。

資料の右上の2番目の項目、その他、特筆すべき項目の2つ目ですが、今回の事業費について、造成用地はLNG基地及び関連企業用地として企業への売却を予定しており、整備費用は売却費により全額賄う予定となっております。

次に、総合評価でございますが、相馬港におけるLNG基地建設プロジェクトは、県内外の天然ガス需要拡大に対する供給能力の確保と安定的な供給機能の強化に寄与するとともに、基地の立地によって相馬地域へ経済効果も見込まれ、東日本大震災の復興に資するものとして地元から期待されております。このため、関連する航路・泊地整備工事等から発生する浚渫土砂等を受け入れ基地等の立地用地を造成する今回の事業は、当該プロジェクトに必要不可欠な事業であり、また、LNG基地は平成30年の供用開始を目指していることから、本事業は早期の着手・完成が必要であるとしております。

県の対応方針(案)については「事業着手」でございます。今後の事業の進め方については、平成26年度より事業着手し、当該プロジェクトの円滑な推進に資するとしております。

港湾課が所管する事業につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、この事業における委員会の対応方針と付帯意見の概要を審議したいと思っております。

まず、対応方針については、県からは新規着工を提案されております。また、県側に求めたい事項を意見として提案したい場合には付帯意見をつけることができます。このことについて何かご意見はございませんでしょうか。

追加で説明していただきたいところが1つございます。110-6ページの中段に「事業費概算600億円程度」と書いてあります。今回の審議に関しましては、埋立工事分の40億円と理解しているのですが、この600億円と埋立工事に関する40億円の関係について、追加説明をお願いします。

いかがでしょうか。

600億円とは、泊地等の浚渫費と、用地の埋立・造成費、企業側からすると用地買収費、そして、基地の建設費などです。

なお、今回お示ししているB/Cについて、評価対象事業は港湾事業でありますので、輸送コスト削減効果等を便益として算定しており、600億円のプロジェクト全体にかかる便益は計上しておりません。

以上でございます。

よろしいでしょうか。

議長

田村委員

議長  
港湾課長

議長

	<p>私も確認させていただきたいのですが、2011年の東北地方太平洋沖地震のあと、津波に対する考え方は、たぶん港湾の中でもいろいろと見直しがあったと思います。それを踏まえて、造成する護岸はどのような位置づけで考えておられて、かつ、護岸の構造は十分満足しているのかどうか、説明いただければと思います。</p>
港湾課長	<p>LNG基地自体の津波に対する対策では、LNG輸送船からタンクまでの管路について、L2津波高よりも高いところに敷設されており、また、津波によってその基礎等は壊れない構造となっています。なお、護岸の高さにつきましては、津波は越水することになります。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>わかりました。それでは、護岸は津波が到来しても十分耐えうる構造になっていて、接岸している船からLNGを運ぶ配管については想定されているL2津波の波高よりも高いところにある。その基礎についても、洗掘の問題にも十分耐えうるような構造になっていて、津波到達後も機能が発揮できるように検討されていると理解してよろしいでしょうか。</p>
港湾課長	<p>そのとおりでございます。</p>
高山委員	<p>LNG基地の建設につきましては、昨年11月に県と石油資源開発株式会社との間で協定が取り交わされたところですが、今回議題になっている護岸工事は、基地建設にかかる相手方からの条件になっているのですか。</p>
企業立地課長	<p>石油資源開発株式会社では、今回、港湾課で整備される護岸工事に伴って新たに埋立造成される用地につきまして、将来的にはこの会社あるいは関連企業によって、購入することになってございます。現時点では概ね20haの用地に基地を建設するというところを合意しています。</p>
高山委員	<p>護岸工事を前提条件として、そのあとにLNG基地を建設するという理解でよろしいでしょうか。</p>
企業立地課長	<p>はい。110-3ページの赤色で着色された工事区域、4号ふ頭地区をご覧ください。例えば、工事区域の右側・下側に黄色いラインがありますが、ここに輸送船が停泊するバース、栈橋をつくり、そこから貯蔵タンクまで輸送管を敷設することになります。つまり、護岸・用地造成工事と基地の建設計画はリンクしており、関係者間で必要な協議を行っているということでございます。</p>
高山委員	<p>東日本大震災の津波によって、どこの沿岸部分も相当ながれき等が集積されてしまったということを聞くのですが、現在、4号ふ頭付近というのはどのような状況になっているのですか。</p>
港湾課長	<p>まず、港湾内のがれきは、平成23年の4月以降、数カ月でほとんど全部撤去されております。また、4号ふ頭の背後の部分に、新地町のがれきを一時仮置きしておりましたが、昨年12月までに、すべてのがれきが処理されている状況でございます。</p>
議長	<p>以上でございます。</p>
立川委員	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>費用対効果分析の内容について、1点ご質問させていただきます。</p> <p>今回、小型輸送船と比較して大型輸送船を活用した場合による輸送費の軽減</p>

港湾課長	<p>と、それに伴う工事費で費用対効果が分析されているわけなのですけれども、資料の110-4ページを拝見させていただきますと、大型船には、7万500トンと9万5,000トンの2種類の輸送船があるように読み取れます。お伺いしたいのは、LNGの大型運搬船は、この2種類ということになるのかということと、あとは、この資料を拝見いたしますと、平成30年度から38年度までは7万500トン船で、平成39年度以降は9万5,000トン船と、段階的に輸送船の大型化を進めるという計画になっているようなのですが、理由を教えてくださいと思います。</p> <p>資料の110-16ページをお開きください。まず、今現在の航路・泊地は-7.5m程度の水深しかございませんので、7.5m水深相当の船しか入れないということになります。結果、Withoutの船舶の設定というところに記載してあるのですが、1万8,000m<sup>3</sup>級のLNG船で運ばざるを得ないことになります。一方、Withのほうなのですが、「備考」の上から3番目のところに、2018年から2026年までの間は、15万m<sup>3</sup>級のLNG船で運搬し、2027年以降は21万m<sup>3</sup>級のLNG船で運搬する計画としています。実は今、太平洋で活用できる21万トン級のLNG船は1隻程度しかございませんので、これの造船計画等を考慮したうえで、2027年以降については21万m<sup>3</sup>級の船舶が主流になるだろうと想定しまして、B/Cを計算しております。よろしいでしょうか。</p>
立川委員	わかりました。
高山委員	110-3ページの赤色箇所の上にある、LNG基地建設予定地というのは、すべて今回の石油資源開発株式会社が購入する予定になっているのですか。
港湾課長	まず、黄色で着色された箇所は、LNG基地建設のために当初から用意されている用地であり、企業側へ全て売却する予定になっております。次に、赤色で着色された箇所の埋立造成用地については、不足する面積分について売却することになっておりまして、6.1haほどをLNG基地として使う予定になっております。残りの10haほどについては、LNG基地に関連する企業の立地に向けて、現在、交渉が進められているところです。
高山委員	LNG基地の建設用地について、協定の中には、いつごろまでに売買するといったことは盛り込まれているのでしょうか。
企業立地課長	協定では、平成30年4月の操業に向けて、必要な協力支援を県商工労働部と土木部とで行うという趣旨を締結しており、具体的なところは、その協定に基づき、個別案件ごとに担当部署と企業との間で協議していくということになるかと思えます。
高山委員	そうしますと、LNG基地の建設予定地の売却にかかる値段あるいは売買時期については、これから県当局と先方との間で交渉していくということになりますか。
港湾課長 議 長	<p>そのとおりでございます。</p> <p>2点ほどお伺いしたいのですけれども、LNGの輸送について基地から北側のほう、名取方面にはパイプラインで輸送し、南側のほうには既存の道路などを使って陸上輸送するということだと思っておりますけれども、現実的に考えると、福島第一原子力発電所の廃炉事業に伴って、国道6号線は相当交通量が多いのでは</p>

企業立地課長	<p>ないかと思えます。将来的にも廃炉事業はかなり続くのではないかと思うのですけれども、そういった状況の中で、既存の道路を使ったLNG輸送については、どのような交通状態を想定しれておられるのかを教えてくださいと思います。</p> <p>110-7 ページのところを見ていただきたいのですが、福島県内へは、LNGは青色のラインの輸送パイプラインによって福島・郡山方面へ供給されておりまして、それ以外の会津、いわき方面へはローリー車での輸送ということになります。おっしゃられるとおり、まだ常磐道も影響を受けてはございますけれども、LNG基地が操業を開始する平成 30 年には、常磐道も全線開通し、磐越道とも連結されているので、陸上輸送にそれほど困難はないと思えます。</p>
議 長	<p>もう 1 点質問します。東日本大地震以降、相馬港周辺は復旧から復興へという状況になってきていると思うのですけれども、まだ防潮堤の建設もままならないような状況の中、新地町の問題かもしれませんが、相馬港の安全性の問題と、それが周辺の市町村に及ぼす影響について、どのようにお考えになっているのでしょうか。</p>
港湾課長	<p>周辺地域と相馬港の復旧にかかるご質問でございますが、110-9 ページをお開きください。ここに航空写真が載っております。相馬港で、現在、壊滅的な被害を受けているのは沖防波堤でございます。これにつきましては、現在も復旧を急いでおり、平成 27 年度には復旧する見込みであり、LNG基地が操業を開始する平成 30 年までには間に合う予定です。また、周辺の海岸の防潮堤につきましても、平成 27 年度の復旧完了を目標に進めている状況でございます。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>わかりました。どうもありがとうございます。</p> <p>ほかに何かありませんか。特に付帯意見、あるいはこれについて留意したほうがいいといったようなことについてももしございましたら、忌憚のないご意見をいただければと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。特にないようでございますので、県の対応方針（案）どおり「新規着工」を認めさせていただくとともに、付帯意見は特にないということでもよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>それでは、続きまして、整理番号 111 番の継続事業について説明していただきますようよろしくお願いいたします。</p>
施設管理課長	<p>施設管理課長の戸田でございます。</p> <p>資料の 111-1 をお開きいただきたいと思えます。警察本部庁舎の整備事業でございます。まず、事業の概要で、事業目的及び全体計画、(1)の事業目的でございますが、現在の警察本部庁舎は、複数庁舎へ機能が分散しており、具体的には、警察本部の各部各課が、現在は県庁本庁舎をはじめ、福島市内の複数の庁舎に分散して業務をしているような状態にあることや、利用空間としての執務室などがかなり狭隘な状態になっていること、さらには、非常災害時やセキュリティ面での脆弱さが課題になっているという状況でございます。このため、これら</p>

の課題を解決し、県民の安全・安心を支えるとともに、警察活動の中核となる重要施設としての機能を確保するため、新たな警察本部庁舎を整備したいということでございます。

(2)の全体計画でございますが、まず、整備予定地でございますけれども、111-3ページをご覧くださいと思います。左側の図の赤色で囲んだところが警察本部庁舎予定地となっております。ここは、県庁舎の北東側に位置しており、国道13号、国道4号に囲まれたアクセスのよい土地でもございます。

111-1ページにお戻りいただきまして、(2)の全体計画ですが、敷地面積は約1万3,000m<sup>2</sup>でございます。庁舎の延べ床面積は基本計画で約2万4,000m<sup>2</sup>といたしました。また、全体事業費につきましては約119億円ということで計画をしてございます。

続きまして、事業の進捗状況でございますが、整備の状況につきまして、警察本部庁舎の基本構想を平成24年12月に、基本計画を平成25年7月に策定いたしました。基本設計、実施設計につきましては、現在、業務委託契約を昨年10月に締結いたしまして業務を進めておるところでございます。

今後の事業の見通しでございますが、記載のとおり、平成25年度から平成27年度までにかけて基本設計・実施設計を行うこととしております。引き続き、平成27年度に建設工事に着手、平成29年度末に完成し、平成30年度からの供用開始予定でございます。

続きまして、関連事業の進捗状況でございますが、敷地予定地に東分庁舎1号館が立地しており、また、福島市の除染仮置場が設置されてございます。資料の111-4の次のページをご覧くださいと思います。敷地周辺の状況ですが、東分庁舎1号館は、この青色で囲まれている予定敷地内の北側に位置してございます。ちょっと見づらくて申し訳ございませんが、北側に位置している建物でございます。また、東側に除染仮置場がございまして、これは福島市に土地をお貸しして、福島市が昨年より仮置場として設置したものでございまして、今後、警察本部庁舎の工事着工前には福島市内の別の仮置場に移転をしていただくということになってございます。

以上のことから、今後計画的に事業を進めることにより順調な進捗が見込まれることから、評価をAとさせていただきます。

続きまして、事業をめぐる社会経済情勢等の変化でございますが、事業に関する社会経済情勢として、現在の状況につきましては、サイバー犯罪やテロ対策等、全国的に警察人員の増加が図られている状況でございます。また、原子力災害による避難区域等での警察活動が必要となるなど、今後、長期間にわたって復興に関わる本県特有の業務が見込まれる状況でございます。

事業に関連する評価指標等でございますが、(1)の主な評価指標としては、福島県警察本部庁舎基本構想における新庁舎整備の基本的な考え方に基づき、「非常時に強い庁舎であること」など5点を指標とさせていただきます。続きまして、環境への影響等でございますが、希少野生動植物の情報に基づく対応につきましては、今後、設計業務のなかで確認をすることとしております。

(1) の環境への影響内容とその対策につきましては、再生可能エネルギーの活用、空調エネルギーや照明エネルギーの削減等に対して積極的に取り組み、環境負荷の低減に努めることとしております。

(2) の特記すべき事項でございますが、建物の外観につきましては、地域の歴史・文化・風土に配慮し、周辺の自然や建物との調和を図ることと計画をしております。また、福島城の跡地であったこともありまして、埋蔵文化財の試掘調査が必要となっております。本調査が必要となる場合には工事着手前の実施を想定しております。

以上のことから評価をAとさせていただきます。

続きまして、111-2 ページをご覧くださいと思います。地元住民・受益対象者及び関係機関の意向でございますが、関係機関・団体の意向といたしまして、各種法令及び条例に対して福島市との協議を進めていくこととしております。また、警察庁において、庁舎整備に係る補助制度が設けられてございまして、交付要綱に従い適切な手続きを行ってまいりたいと考えております。

以上のことから評価をAとさせていただきます。

続きまして、費用対効果の分析につきましては、国土交通省の「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価指標」により行わせていただきました。この評価指標につきましては、事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果、これら3つの視点から行うものとされておりまして、それぞれ100点以上となることが事業採択の条件とされておりまして、

その評価の内容でございますが、111-4 ページをご覧くださいと思います。算定概要書でございますように、事業計画の必要性につきましては、計画理由にございます①老朽、②狭隘、④分散、⑦施設の不備、それぞれ該当する点数がございまして、合計220点としております。

右側に移っていただきまして、事業計画の合理性でございますが、「他の案では事業案と同等の性能を確保できないと判断される」ということ、具体的には、例えば増改築と申しましても、増築のスペースもなかなか取れないというような状況にもございますし、増築ということであっても分散という問題はなかなか解決されないということもございまして、評点は100点とさせていただきます。

事業計画の効果につきましては、分類にありますように、位置、規模、構造、それぞれの該当する係数を合計いたしまして、 $1.21 \times 1.1$  で1.331になるのですが、これに100を掛けるという計算式がございまして、評点は133.1点ということになってございます。

結果、111-2 ページにございまして、それぞれ220点、100点、133.1点となり、すべての項目において100点以上であることから、評価をAとさせていただきます。

続きまして、計画変更の必要性・コスト縮減や代替案立案等の可能性でございます。コスト縮減の取組等につきましては、実施設計時に、ライフサイクルコスト、計画書の作成等に取り組むこととしております。また、現時点で想定してい

	<p>るコスト縮減に対する主な取組は、記載のとおり計画してございます。</p> <p>これらのことから、評価につきましてはAと評価させていただいております。</p> <p>以上、総合評価は記載のとおり、本事業による整備を進めることとし、対応案につきましては「事業継続」とさせていただいたところでございます。</p> <p>施設管理課が所管する事業については以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、まず、事業内容について、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。</p>
高山委員	<p>質問が2つあります。まず、今回、総事業費を119億円と見込まれましたが、その根拠について教えて下さい。次に、111-2 ページの説明で警察庁からの補助制度もあるというお話でしたが、ほかの事業の例を勘案すると、どのくらいの補助が受けられるのかを教えてください。</p>
施設管理課長	<p>全体事業費119億円の算定根拠ですが、まず、延べ床面積の規模について、基本計画の中で検討を行いました。全国的な平均の規模を調査した結果では、2万3,000m<sup>2</sup>から2万5,000m<sup>2</sup>というような状況がございました。それを参考にしつつ、本県としてどの程度の規模が必要かということ、国の整備基準による面積や、警察本部に対するアンケート調査等をもとに積み上げまして、2万4,000m<sup>2</sup>と積算をさせていただいたところでございます。</p> <p>次に、平米単位の建設単価につきましては、基本計画の中で、コンサルタントに積算を委託いたしまして、約44万円と算出されました。結果、本体工事費が約105億円となり、さらに、付帯工事等14億円を合わせまして、119億円とさせていただいたところでございます。</p> <p>それから、国の補助金でございますが、補助要綱で決まっております、119億円に対して約19億円と想定をしているところでございます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今の事業費についてお伺いしたいのですが、最近では建設単価の急騰というのが非常に大きな問題になっていると思います。先ほど平米単価を44万円と説明されておられますけれども、これは現時点での想定単価なのか、それとも、建設工事が27年から29年度と将来のことになるので、その辺のことを想定して単価を決定されたのかをお伺いします。</p>
施設管理課長	<p>119億円に対します平米単価につきましては、基本計画策定時の平米単価でございます。ただ、これはあくまで概算の平米単価でございますので、実施設計の中で詳細に精査させていただいているところでございます。</p> <p>委員長がおっしゃいますとおり、最近、労務単価、資材単価、大変高騰してございます。そこら辺を考慮しながら、これから設計を進めていきたいと考えてございます。</p>
高山委員	<p>現在、福島県警本部は福島県庁の中に間借りしている状況にあるわけですが、ほかの都道府県で独立庁舎を持たない警察本部はどのくらいあるのでしょうか。</p>
施設管理課長	<p>はい。調べましたところ、福島県を含めて5県程度でございます。ですから、大</p>

川崎委員	<p>方の都道府県は独立庁舎を持っておるといような状況でございます。</p> <p>直接的に、今回の事業そのものに関わるものではないのですが、現在、分散している警察の諸機能を集約化したいというお話に関連して、2つ質問があります。</p> <p>1つ目は、警察に関わる方々の人数そのものが今後増えるだろうという予測のもとに庁舎を設計されているのか、それとも、人員はあまり変わらないという想定なのかということです。2つ目は、施設を集約化するにあたって、分散している既設の各施設を、今後どのように利用・活用することを想定されているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。</p>
施設管理課長	<p>まず、今後の警察職員の数の状況でございますけれども、警察本部庁舎の今回の入居予定職員数につきましては、約940人を予定しておるところでございます。ただ、先ほど資料でもご説明申し上げましたように、全国的に警察人員の増加が図られているといような状況もございますし、福島県では、原子力災害に対応するため、現在も警察職員が鋭意、大変な活動をして、各県のほうからも動員・応援をいただいているところでございます。これも、たぶん今後、長年続いていくのだろうという考え方がございまして、警察本部庁舎の整備にあたっては、それらの人員の増減にうまく対応できるようなフレキシビリティのある執務空間にしようという方針で、設計をさせていただいているところでございます。</p>
川崎委員	<p>ある意味での特殊な状況にも対応するように設計されているということですね。</p>
施設管理課長	<p>そうでございます。次に、分散施設にかかるご質問ですが、これは空いた既存施設の活用についてでございますね。</p>
川崎委員	<p>主としてそちらを、空くかどうかも含めてなのでございます。</p>
施設管理課長	<p>いくつかの庁舎から本部庁舎に移転・集約することになりますので、空く庁舎もございます。ただ、その活用につきましては、財源的な問題もございますので、売却をするのか、県等がうまく活用していくのか、これからいろいろと検討していきたいと思っています。財源確保のため売却することも考えていかざるを得ないかもしれません。</p>
川崎委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ほかにごございませんでしょうか。</p>
田崎委員	<p>文化財の調査、発掘をする場合、経費はどこが負担するのでしょうか。</p> <p>それから、地下室はないというお話だったのですが、警察というと安全を守るという意味ではとても重要なところを担っているもので、一般的な考えでいうと、地下室がないというのは大丈夫なのかと疑問があります。</p>
<td data-bbox="432 1792 1441 1966"> <p>あと、分散している施設を集中させるということについて、ある意味、業務がし易くなるという部分はあると思うのですが、集中することのリスクは無いのでしょうか。施設の大事な部分は、全部1カ所に集中するのか、それとも、ある部分は分散しておくということも考えているのでしょうか。</p> </td>	<p>あと、分散している施設を集中させるということについて、ある意味、業務がし易くなるという部分はあると思うのですが、集中することのリスクは無いのでしょうか。施設の大事な部分は、全部1カ所に集中するのか、それとも、ある部分は分散しておくということも考えているのでしょうか。</p>
施設管理課長	<p>以上です。</p> <p>まず、1点目の文化財調査でございますが、まず、本調査を行うかどうか検討</p>

するため、試掘を行うことになってございます。これは、福島県と福島市の文化財担当課で主として行います。その後、本調査が必要だということになれば、県で予算立てをいたしまして調査を行って発掘を行います。

それから、地下室につきましては、いろいろ検討をさせていただきました。結果、いくつかの課題が洗い出されました。まず1つは建設コストで、地下室をつくるとかなり高額になってしまうということです。もう1つは、警察本部庁舎の現在の敷地が吾妻山の火山泥流が影響する地域になっており、最大深度が0～50cmの地域に該当するということございまして、そういったリスクも考えますと、今回、地下室はつくらない計画とさせていただいたところでございます。

警察本部会計課長補佐

警察本部会計課の赤松と申します。

施設を集約することによるリスクというご質問について、警察本部自体の機能といたしましては、施設を分散しているほうが非常にリスクが多いので、今回は集約させていただく計画にしました。なお、地域に根差した警察活動という観点からリスクを考えた場合、警察本部の事件に対応する、初動組織と我々は申しているのですけれども、第一次的に事件現場に臨場するような者たちは、警察本部の勤務員でありながら、警察署に常時おまして、24時間対応するようにしていることから、警察本部の執務室を集約することになりましても、現場の警察署職員をサポートする本部職員は、そのまま警察署のほうに常駐するようになりますので、ご心配されるようなリスクはないと考えております。

議長

ありがとうございます。

先ほどのようなご質問に絡むのですけれども、地下室をつくったほうが安全ではないかということに関して、111-2 ページ、コスト削減の欄に、大地震時の復旧費を抑制すると記載されておられるのですけれども、構造的に、例えば免震構造にすることで削減されるということをお考えなのでしょうか。

施設管理課長

そういうことでございます。

議長

であれば、田崎さんが言っておられる、地下室のほうが安全ではないかという御質問については、新庁舎は福島市役所と同じような免震構造の建物になるので、非常に大きな地震があったときでも対応が可能な構造になっているということから、地下室が無くても問題はないという理解でよろしいのですか。

施設管理課長

はい、そうでございます。

議長

ありがとうございます。

ほかに何かございませぬでしょうか。

コスト削減の取組の欄の3番目に、運用コストの削減と書かれています。太陽光や雨水等の自然エネルギーを有効活用し、照明やポンプ等の設備機器に高効率機器を採用すると書かれていますのですけれども、結果、どの程度の運用コストの削減を見込まれておられるのでしょうか。程度によって、また、太陽光なのか、その他の自然エネルギーなのかによってもだいぶ違ってくると思いますが。

施設管理課長

削減コストにつきましては、現在、実施設計の中で詰めておるところでございますが、太陽光発電につきましては、今のところかなり大きめの出力になるように努力したいと思っております。

議長	<p>照明、ポンプ等の設備機器、高効率機器を採用することにつきましては、例えば、LED照明をできれば全館導入する方向で、検討しているところでございます。</p>
施設管理課長	<p>例えば執務室の中の温度が逃げないような遮蔽を工夫するとか、冷暖房に対する配慮とかは当然したうえでという理解でよろしいのですか。</p>
議長	<p>そうでございます。</p>
議長	<p>そもそも、消費エネルギーを抑える施設を検討しているということは、日常的な使用コストを抑えるとともに、太陽光など付加的なエネルギーを利用することで、施設の運用コストを縮減していくことを考えているということですね。ありがとうございます。</p>
議長	<p>それでは、この事業における委員会の対応方針と付帯意見の概要を審議したいと思います。</p>
議長	<p>まず、対応方針については、県からは「事業継続」と提案されております。また、県側に求めたい事項を意見として提案したい場合には付帯意見をつけることができます。これらのことについて何かご意見等はございませんでしょうか。</p>
議長	<p>コスト縮減の欄で書かれている、運用コスト削減にかかる再生可能エネルギーの利活用等に関連して提案させていただきます。福島県の復興ビジョンの中でも掲げられているとおり、福島県では、太陽光エネルギーを始めとした様々な再生可能エネルギーの利活用について積極的に取り組んでいます。ついては、施設の運用コストを削減するということと、県がそういう再生可能エネルギーを活用しているのだというところが見えるようなもの、例えば、その周辺の小学校・中学校の子どもたちにも見えるシステム・教育の場といったものが非常に重要ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。再生可能エネルギーの利活用について、県は積極的に取り組んでいるのだということがわかるようにしていただければありがたいと思います。</p>
施設管理課長	<p>検討させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>今述べさせていただいたことも含めて、何かご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、今、議論させていただきましたように、委員会の対応方針は、県の対応方針(案)どおり「事業継続」とし、付帯意見は、「再生可能エネルギーの活用等において、暖房などエネルギー消費量を抑えるようなものについて見える化の取組をしていただく」ということでございます。これでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは、今回の評価対象事業に係る審議を終了させていただきます。</p>
議長	<p>議事の2、その他に移りますが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>公共事業評価委員会の今後の対応についてであります。今回の評価対象事業2件につきましては、本日、意見概要がまとまりましたので、皆様にお集まりいただくのは本日で終了ということになります。今後は、冒頭でもご了承いただきましたけれども、審議結果の概要をとりまとめた公表資料、知事への意見書の作成</p>

	<p>を中村委員長へご一任いただきます。その後、今月末ごろに委員長より委員会の意見を知事のほうに具申していただくということにしたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、この進め方でよろしいかどうか、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、そのように対応させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事はこれで終了となりますが、委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。</p> <p>私から1点だけ皆さんにお諮りさせていただきます。第1回公共事業評価委員会のときに、評価対象事業が県予算の中でどのような位置づけにあるか、県側からご説明をいただきました。これは、前委員長の鈴木委員長から、我々が審議する案件は予算の中でどういう位置づけにあるのかわかったほうがいいでしょうという御提案を受けて、今年もご説明をいただいたわけでございます。</p> <p>一方で、県の予算の中には、新しい事業の費用だけではなくて、維持管理に関わる費用がかなり多く含まれているということがあります。土木部分野や農業分野などによって、維持管理に対する対応は違うと思います。維持管理に関する詳細な内容の話ではなくて、県としてこういう考え方で維持管理をやっていくので、こういう予算を考えていますというような、県としての考え方をお話しいただいたうえで、我々の評価対象案件の位置づけについて説明に加えていただくほうが、より、わかりやすくなるのではないかと思います。</p> <p>加えて、本年度より、公共事業評価委員会の議事録が一般公開されているので、事業のあり方を県民の皆様にはわかりやすく伝えるという意味でも、維持管理について詳細な話ではなくて、基本的な考え方をご説明していただくというのが非常に有意義ではないかなと思います。その辺、今年度ではなく来年度から、対応いただくようにしてはどうかということをご提案させていただきたいのですが、県側の皆様のほうとしてはいかがでしょうか。併せて、委員の皆様のご意見を伺わせていただければと思います。いかがでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>まず、県側の意見ですが、新規の事業も当然実施していきますが、施設等をいかに長く有効に使うかということも県予算の大きな部分になっております。その基本的な考え方を、こういった場であらためて説明しまして、先ほど委員長がおっしゃられたように、県民の方々にそれをわかっていただくということも必要だと思います。どういう説明の仕方がいいのかを含めて検討させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>こういった県のご意見を踏まえていかがでしょうか。</p>
高山委員	<p>確かに、税収が豊かではない中で、資金がどのような形で、インフラなど、どこに使われているかということを知ることは、私どもにとりましても非常に興味のあることであります。道路などインフラの劣化が非常に話題になっているとこ</p>

議 長	<p>ろでもありますし、我々が審議するうえで、県の考え方などがわかれば、より審議しやすいのではないかと思います。ぜひ、来年度からよろしくお願いします。</p>
土木企画課長	<p>よろしいでしょうか。細かいことではなくて、全体として維持管理というものをどういうふうに考えていくのかということ踏まえて、評価対象事業を審議していくというのは非常に重要なことだと思いますので、ぜひ次年度からご説明を加えていただければと思います。</p>
議 長	<p>土木企画課の杉と申します。</p> <p>今、お話がありましたように、インフラの老朽化対策、あるいは長寿命化対策、更新の問題等は、国を挙げて非常に大きな話題になっております。県としましても、前々から取り組んでいることではありますが、同じく重要課題としてとらえております。なお、維持管理は、それともう一つ、常日頃のパトロールをとおして危険箇所を発見して速やかに直すというような日常的な維持管理との両輪で行っておりますので、そういった取組を、委員あるいは県民の皆様方にも知ってもらいたい機会だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
司 会	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次年度の公共事業評価委員会からは、評価対象の新規事業または継続事業の予算の中の位置づけを話していただく際に、そういう維持管理の部分についても、基本的な考え方についてご説明いただくということで、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。——それでは、これで委員会としての議事を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。</p> <p>——閉 会——</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして「平成 25 年度第 4 回福島県公共事業評価委員会」を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

(以 上)